

～ふるさと納税制度がスタート～

上北山村の発展を
応援してください！！

ふるさと納税って？

「ふるさとを大切にしたい」「ふるさとの発展のために貢献したい」という皆様の思いを実現するための制度で、地方公共団体（都道府県や市区町村）に寄付をしていただいた場合に、一定の限度まで個人住民税、所得税とあわせて税額控除する寄付金税制のことです。

“上北山村で生まれ育った”“上北山村に住んでいた”方や“大台ヶ原が好き”
“上北山村を訪れたことがある”方など上北山村に「思い」のあるみなさん、
上北山村の発展のためにふるさと納税（寄付）のご協力をお願いします。

寄付金の活用

皆様からいただいた大切な寄付金は、上北山村の発展ために有効に活用させていただきます。寄付を申し込まれる際は、次の4つの中からお選びください。

- 1 固有の文化を発信する村づくり
[教育・文化]
- 2 未来に向けた活力ある村づくり
[地域振興・環境]
- 3 安心と安全、ふれあいの村づくり
[福祉・医療・防災]
- 4 村長におまかせ

寄付の手続き

1 寄付の申込

「寄付申込書」によりお申込みをお願いします。郵便、FAX、電子、メールのいずれかの方法で上北山村総務企画課企画係までお送りください。

寄付金の送金方法は、

郵便振替（後日、振替用紙を送付します。）

口座振替（後日、口座番号をお知らせします。）

手数料は、ご負担くださいますようお願いいたします。

現金書留による納付

郵送料は、ご負担くださいますようお願いいたします。

上北山村役場窓口での現金納付

のいずれかをお願いします。

2 寄付金のお振り込み

で選択された送金方法により、寄付金をお振り込みください。

3 寄付金受領証明書の受け取り

寄付金の入金を確認しましたら、「寄付金受領証明書」をお送りします。

この証明書は確定申告に必要となりますので大切に保管してください。

寄付による税額控除

上北山村に対する寄付金のうち5千円を越える部分について、一定の限度まで所得税と個人住民税を合わせて控除されます。

寄付金控除を受けるためには、確定申告等が必要となります。

控除額は、寄付者の家族構成や所得額などによって異なりますのでご注意ください。

モデルケース

・上北山村に4万円を寄付したAさんの場合

夫婦+子供2人、年収700万円、

個人住民税所得割293,500円、所得税率10%

所得税の軽減額	3,500円
個人住民税の軽減額	31,500円
自己負担額	5,000円

問い合わせ先、申込先

上北山村総務企画課企画係

電話 07468-2-0001 FAX 07468-3-0265

住所 〒639-3701 奈良県吉野郡上北山村大字河合330番地

E-MAIL somu@vill.kamikitayama.nara.jp